

A36 税法上の短期前払費用に該当する場合には、その期に経費計上することが可能です。

【解説】

前払費用とは、法人が一定の契約により継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その決算期の終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。前払費用は、原則として、支出した時に資産に計上し、役務の提供を受けた時に経費計上すべきものです。

税法上の短期前払費用とは、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った金額を每期継続して経費計上しているときは、特例として、その支払時点で経費計上することが認められます。

ただし、借入金を預金や有価証券などに運用する場合のその借入金の支払利息のように、収益と対応させる必要があるものについては、たとえ1年以内の短期前払費用であっても、支払時点で経費計上することは認められませんので注意してください。

短期前払費用の例示として、土地・建物その他資産の賃借料、工業所有権その他の権利の使用料、金銭の借入利子・手形割引料、信用保証料、保険料などがあります。